

真狩村地域再エネ導入戦略策定業務に係る

公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本村では、令和4年3月に脱炭素社会の実現に向けてのゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととしました。

宣言後においては、本村の地域特性の有効活用や地域資源をフルに活用した再生可能エネルギーの導入により、エネルギーの地産地消と経済の活性化といった地域課題を同時に解決するための具体的戦略の策定が重要となります。

脱炭素社会実現に向けたこれらの課題解決のため、真狩村地域再エネ導入戦略策定支援業務を委託事業により実施することとし、公募型プロポーザル方式により事業者から提案を募ることとします。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

真狩村地域再エネ導入戦略策定業務（以下「業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「真狩村地域再エネ導入戦略策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和6年1月26日（金）まで

(4) 業務費上限額

10,010,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) その他

本業務は、一般社団法人地域循環共生社会連携協会が公募した「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の「第1号事業の1」（地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業）の採択を受け、実施するものです。

3. 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書提出日において、次の要件を

全て満たすものとします。また、提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合は応募資格を喪失するものとします。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する団体ではないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続き開始の申立てがなされている者(同法第199条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされている者(同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。)ではないこと。
- (3) 企画提案書の提出時において、国、北海道及び真狩村から競争入札参加に係る指名停止の措置を受けている事業者ではないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、並びに真狩村内に本社又は事業所がある法人については法人村民税の滞納がないこと。
- (5) 過去5年間(平成30年4月1日から令和5年3月31日)において、本案件と同種又は類似業務と認められる地方自治体発注の再生可能エネルギーに関する調査、検討及び導入業務の履行実績があること。

4. 実施スケジュール予定

予 定 日 程	内 容
令和5年5月1日(月)	告示(村ホームページ掲載開始)
令和5年5月1日(月)～ 令和5年5月16日(火)	参加申込受付
令和5年5月1日(月)～ 令和5年5月10日(水)	質問書受付
令和5年5月12日(金)	質問回答期限
令和5年5月19日(金)	企画提案書受付期限
令和5年5月下旬	プレゼンテーション実施日 ※別途通知する
令和5年5月下旬	審査結果通知
令和5年5月下旬～ 令和5年6月上旬	契約候補者との業務内容協議及び契約締結

5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書(様式第8号)

- (2) 提出期限 令和5年5月10日(水)正午まで
- (3) 提出方法 電子メール(件名を「真狩村地域再エネ導入戦略策定業務に係る質問」としてださい。なお、電話及び口頭による質問には回答しません。)
- (4) 回答方法 村ホームページで公表します
- (5) 提出先 真狩村企画情報課
メールアドレス:kikaku@vill.makkari.lg.jp

6. 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類
- ① 参加表明書(様式第1号)
→法務局に登録してある印鑑(法人)の印鑑証明書を添付すること。
→商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本(発行から3か月以内のもの)を添付すること。
 - ② 誓約書(様式第2号)
→国税納税証明書及び法人市町村民税納税証明書(過去1年分)
※発行から3ヶ月以内のもの(コピー可)
 - ③ 会社概要(様式第3号)
→直近2期分の決算書を添付すること
 - ④ 業務実施体制(様式第4号)
 - ⑤ 業務実績報告書(様式第5号)
- (2) 提出期限 令和5年5月16日(火)正午まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)とします。ただし、郵送の場合は配達業者が配達した事実の証明が可能な方法(書留等)で提出してください。

7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
- ① 企画提案書表紙(様式第6号)
 - ② 企画提案書(任意様式)
 - ア. 企画提案
 - イ. 業務実施スケジュール
 - (a) 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上としてください。必要に応じて、A4版横、A3版横の

使用を認めます。A3版の用紙を使用する場合は片面印刷とし、片袖折にしてください。

(b) 企画提案書のページ下部に通しページを振ってください。なお、企画提案書は両面で20枚以内（企画提案書表紙を除く。）としてください。

(c) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しないものに配慮してください。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけてください。なお、企画提案書の記載内容は、「仕様書4. 業務内容」の順に記載して下さい。

③ 見積書（任意様式）

※「仕様書4. 業務内容」に基づいて内容が分かるようにしてください。

(2) 提出期限 令和5年5月19日（金）正午まで

(3) 提出部数 正本1部、副本8部

(4) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）とします。ただし、郵送の場合は配達業者が配達した事実の証明が可能な方法（書留等）で提出してください。

(5) 提出先 〒048-1631

北海道虻田郡真狩村字真狩118番地

真狩村企画情報課

(6) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第7号）により届けてください。

8. 契約候補者の選定方法

「真狩村地域再エネ導入戦略策定業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置したうえで、当該プロポーザルによる審査を行い契約候補者を選定します。プロポーザル審査は、別紙「審査基準表」により採点（100点満点）し、最高点数を獲得したものを第1優先契約候補者として選定します。（次点者も決定します。）なお、最高得点を獲得した者が2者以上のときは、見積額の低い者を契約候補者として決定します。

9. プレゼンテーション及び審査の実施

(1) 審査日 令和5年5月下旬（別途通知します。）

(2) 審査方法 提案内容については、以下のとおり対面でのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、総合的に評価します。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングについて

① 提案時間

1 事業者につき 30 分以内（提案 20 分、質疑応答 10 分）

② 提案者出席人数

3 名以内とし、業務実施及び連絡体制表（任意様式）に記載する管理技術者、若しくは主任担当者となる方が、必ず 1 名出席して下さい。

③ 提案内容

「8. 企画提案書等の提出（1）提出書類②イ. 企画提案書」にある内容のみをプレゼンテーションしてください。提案内容をパワーポイント等において表現する場合には、PC 等は持参してください。プロジェクター及びスクリーンは村で用意します。

(4) 審査結果の公表等

審査結果については、村ホームページにおいて公表します。この場合において参加者の名称については、第 1 優先契約候補者のみ公表します。また、審査結果は、後日速やかに参加者全員に文書にて通知します。なお、審査結果や選定内容に対する異義申し立ては一切受け付けません。

10. 応募者の失格事項

本プロポーザルの参加者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その参加者を失格とします。

- (1) 本要領を遵守しない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合や、重要な事実について記載しなかった場合。
- (3) 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (4) その他失格事項に相当するものと村長が判断した場合。

11. 契約の締結

- (1) 第 1 優先契約候補者は村と契約に向けた協議を行い、協議が整い次第、契約を締結します。なお、村は提案内容を尊重しながら、内容の変更を求めることができるものとします。
- (2) 第 1 優先契約候補者に選定された参加者に次に掲げる事項が生じたときは、次点者を第 2 優先契約候補者に選定し、契約についての協議等を行ったうえで、契約を締結するものとします。
 - ① 契約の締結を辞退したとき
 - ② 契約締結時まで「4. 参加資格」の参加資格要件を欠いている

ことが判明したとき

③ 契約締結時まで「10. 応募者の失格事項」の失格事項に該当していることが判明したとき

④ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

- (3) 参加者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結します。
- (4) 契約の締結については、プロポーザルにより選定された第1優先契約候補者または第2優先契約候補者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号により随意契約を締結します。
- (5) 契約締結まで発生する契約候補者の費用負担については、村は一切補償しません。

12. 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出書類の受理後の差替え、追加、削除等は認めません。ただし、やむを得ない理由により修正及び変更が生じた場合で、村が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (3) 提出された書類は、一切返却しません。なお、提出された書類は、この提案以外の目的では使用しません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルの参加を無効とします。
- (5) 企画提案書等は、業者選考業務等に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (6) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合があります。

13. 問い合わせ先

〒048-1631 北海道虻田郡真狩村字真狩118番地
真狩村企画情報課
電話 0136-45-3613 (直通)
FAX 0136-45-3162
Eメール kikaku@vill.makkari.lg.jp